

# 「仏暦 2552 年・社会保障基金拠出 レートを定める省令」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦 2552 年・社会保障基金拠出レートを定める省令

前文省略

第一項

本省令は仏暦 2552 年〔西暦 2009 年〕7 月 1 日から施行する。

第二項

仏暦 2545 年・社会保障基金拠出レートを定める省令を廃止する。

第三項

政府、使用者及び第三三条に基づく被保険者は、以下のように省令末尾の拠出金レート表に基づき、傷害疾病、身体障害、死亡、出産、子供福祉及び老齢手当支払いのため基金に拠出する。

(一) 仏暦 2552 年 7 月 1 日から仏暦 2552 年 12 月 31 日までは a 表のレートに従う。

(二) 仏暦 2553 年 1 月 1 日以降は b 表のレートに従う。

\* 拠出金レート表 a

1、傷害疾病、身体障害、死亡、出産手当のための拠出金

(1) 政府 被雇用者の月給（1 万 5 0 0 0 バーツ上限）の 0・5%

(2) 使用者 0・5%

(3) 被雇用者 0・5%

2、子供福祉及び老齢手当のための拠出金

(1) 政府 2%

(2) 使用者 2%

(3) 被雇用者 2%

\* 拠出金レート表 b

1、傷害疾病、身体障害、死亡、出産手当のための拠出金

(1) 政府 1・5%

(2) 使用者 1・5%

(3) 被雇用者 1・5%

2、子供福祉及び老齢手当のための拠出金

(1) 政府 1%

(2) 使用者 3%

(3) 被雇用者 3%

[注／2009年7月17日に官報公示。勤労者支援のため社会保険の拠出金を半年間、それまでの月給の5%から3%に引き下げる社会保険拠出金の時限減額。失業手当の分の0・5%は変わらず]

(おわり)